

電子提供措置事項のうち法令及び当社定款に基づく 書面交付請求による交付書面に記載しない事項

- 事業報告

- 「従業員の状況」

- 「主要な借入先」

- 「企業集団の現況に関するその他の重要な事項」

- 「株式の状況」

- 「会社役員の状況」

- 「会計監査人の状況」

- 「会社の体制及び方針」

- 「会社の現況に関するその他の重要な事項」

- 連結計算書類

- 「連結注記表」

- 計算書類

- 「個別注記表」

(2025年9月1日から2026年8月31日まで)

株式会社フッツ

上記各事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求を いただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
--

事業報告

従業員の状況（2026年8月31日現在）

（1）企業集団の従業員の状況

事業内容	従業員数（名）	前期末比増減
100円ショップの運営とその付随業務	386 (2,686)	3名増 (109名減)
全社（共通）	30 (9)	5名減 (2名増)
合計	416 (2,695)	2名減 (107名減)

（注） 1. 従業員数は就業人員であり、（）内は外書で臨時従業員（1年間における1日8時間換算による平均雇用人数で算出）を記載しております。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものです。

（2）当社の従業員の状況

従業員数（名）	前期末比増減	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
75 (21)	7名減 (4名増)	46.4	15.2

（注）従業員数は就業人員であり、（）内は外書で臨時従業員（1年間における1日8時間換算による平均雇用人数で算出）を記載しております。

主要な借入先（2026年8月31日現在）

借入先	借入金残高
	千円
日本生命保険相互会社	600,000
株式会社三井住友銀行	508,353
株式会社三菱UFJ銀行	33,384
三井住友信託銀行株式会社	1,706

企業集団の現況に関するその他の重要な事項

該当事項はありません。

株式の状況（2026年8月31日現在）

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 36,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 13,458,800株 |
| (3) 株 主 数 | 15,049名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持株数（株）	持株比率（％）
株 式 会 社 カ シ オ ペ ア	2,029,200	15.29
大 阪 中 小 企 業 投 資 育 成 株 式 会 社	648,000	4.88
平 岡 満 子	602,650	4.54
有 限 会 社 ア カ リ	562,000	4.23
平 岡 史 生	497,906	3.75
衣 笠 敦 夫	372,569	2.81
平 岡 紀 子	367,850	2.77
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	320,000	2.41
ワ ッ ツ 従 業 員 持 株 会	312,911	2.36
福 光 宏	296,080	2.23

（注）持株比率は自己株式184,446株を控除し算出しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況
2025年11月26日開催の取締役会において決議されました譲渡制限付株式報酬として、2025年12月11日付で、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）3名に対して、27,671株を交付しております。
- (6) その他株式に係る重要な事項
2025年11月26日開催の取締役会において決議されました譲渡制限付株式報酬として、2025年12月11日付で、41,507株（取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）3名に27,671株、取締役を兼務しない執行役員4名に13,836株）の自己株式を処分いたしました。

会社役員状況

責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（監査等委員）酒谷佳弘氏及び取締役（監査等委員）田辺彰子氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社の子会社の取締役及び監査役であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により被保険者がその職務の執行に関して責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されることとなります。

社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

各社外取締役の他の法人等の重要な兼職の状況は事業報告の「Ⅱ 1. (1)取締役の状況」に記載のとおりとなります。

なお、各社外取締役の重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

氏 名	出席状況及び発言状況並びに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員) 酒谷佳弘	当事業年度に開催された取締役会18回、監査等委員会15回の全てに出席いたしました。取締役会においては公認会計士としての専門的な立場と会社の監査に関する高い見識から、経営全般への監督・助言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会においては当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与しております。さらに、監査等委員会においては監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
取締役 (監査等委員) 田辺彰子	2025年11月26日の就任以降開催の取締役会15回、監査等委員会11回の全てに出席いたしました。取締役会においては公認会計士としての専門的な立場と財務・会計及び監査に関する知見から、経営全般への監督・助言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会においては当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与しております。さらに、監査等委員会においては監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

会計監査人の状況

(1) 名称

仰星監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	31,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、日本監査役協会の「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績を分析評価し、会計監査人が提示した当事業年度の監査報酬・監査計画等を検討した結果、当該報酬等は適切であると判断し、会社法第399条第1項及び第3項の同意をしております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障があると認められる場合等、必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）に関する基本方針

当社は、「業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）に関する基本方針」を次のとおり定めております。

- ① 当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 取締役等及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理を尊重できるように、コンプライアンス規程・倫理規程を制定するとともにコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の維持・向上を図る。
 - (b) 内部通報規程を制定し、通報窓口を設置し、不正行為等の早期発見に努めるとともに通報者の保護を徹底する。
 - (c) 監査等委員会が取締役等の職務の執行状態を監査監督する。
 - (d) 内部監査室において内部監査計画に基づき業務監査を実施し、重大な指摘事項で改善を要すると認められる事項が発見された場合は、代表取締役の承認を得て改善を勧告し、フォローアップ監査を行う。
- ② 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 各部門の職務分掌の明確化と各部門間の適切な連携が組織運営の効率化に重要な役割を果たすとの原点に立ち返るとともに、職務の執行が効率的に行われることを目指して、取締役等の役割と責任を重視した組織運営に取り組む。
 - (b) 取締役の職務執行を効率的に行うため、執行役員制度を導入し、取締役会の重要な意思決定及び監督機能と執行役員の職務執行をそれぞれ明確にするとともに、適時開催の経営会議において情報共有・意見交換を促進し、効率的な職務の執行に努める。
- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) リスクマネジメント委員会を設置し、取締役会はリスクマネジメントに関する基本方針を決定し、適時必要な指示をする。
 - (b) リスクマネジメント委員長は当社社長とする。
 - (c) リスクマネジメント委員会は毎期、リスクの抽出・評価・対策の原案を策定し、担当部署に対して必要な指示を出す。また、担当部署による遂行状況及び成果を管理・評価し、これらを取締役に報告する。
- ④ 取締役等の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 取締役等の職務の執行に係る情報は、文書管理規程に基づき適切に保存及び管理する。
 - (b) 上記 (a) の情報は、取締役等及び監査等委員から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状況を維持する。
- ⑤ 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - (a) 当社取締役会は、子会社の業務の遂行状況について定期的に報告を受け、課題や問題点について確認・審議し、必要に応じて子会社に指示を出す。
 - (b) 子会社管理規程に基づき、当社との一体性を重視し、当社と同一基準の統制を維持し、かつ合理的な連携強化に取り組む。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の独立性に関する事項、監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (a) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査等委員会の業務を補助すべき使用人を監査補助者として置くものとする。
 - (b) 監査等委員会から当該使用人に関する指示命令を受けたときは、これに関して取締役等及び他の使用人の指示命令は受けないものとする。

- ⑦ 当社及び子会社の取締役等及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (a) 当社及び子会社の取締役等及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や与える事項や重大な法令・定款違反行為又は不正行為を発見した場合には、監査等委員会に報告する。
- (b) 前項に従い監査等委員会に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを内部通報規程に定める。
- (c) 監査等委員会は、必要に応じて業務執行に関する報告、説明又は関係資料の提出を取締役等及び使用人に求めることができる。
- ⑧ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制、監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (a) 監査等委員は、経営方針決定の経過及び業務執行の状況を知るために、取締役会に加え経営会議等の重要な会議に出席することができる。
- (b) 各会議議事録・主要な稟議書・その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役等及び使用人に説明を求めることができる。
- (c) 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査室との情報交換に努め、監査の実効性を確保する。
- (d) 監査等委員の職務執行について生じる費用に関して請求をしたときは、特に不合理でない限り速やかに支払う。
- 注：本基本方針において、「取締役等」とは、取締役及び執行役員のことをいう。

(2) 業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況の概要

① コンプライアンス体制について

当社は、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し年4回会議を行うことにより、コンプライアンス違反の未然防止を図るとともに、発生事実や懸念事項の有無について定期に取り締役等全員に報告を求める等、法令や定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。また、内部通報規程に基づき社内及び社外に相談又は通報窓口の設置を行い、使用人全員に周知しております。なお、グループ全体へのコンプライアンス経営を促進するために、当社及び子会社の取締役等及び使用人に対するコンプライアンス教育や社内研修のさらなる充実に取り組むとともに、内部通報制度の運用状況を定期的に評価することで制度の実効性の確保に努めております。

② リスク管理体制について

取締役等及び全部門から選抜したメンバーで構成されたリスクマネジメント委員会を設置し、当事業年度は4回の会議を行いました。リスクマネジメント委員会はリスクマネジメント規程に基づき、経営・事業環境、災害・紛争など国内外の社会環境変化に適合するため、期初にリスク一覧表に登録されているリスク項目の網羅的な見直しを行い、当事業年度に優先的に対処すべきリスクとして抽出したリスク項目に関して対応計画とアクションプランを策定し取締役会に付議、取締役会は当該計画を審議の上、対処方針を決定しております。

さらに、事業部門等が個別に取り組むその他のリスク項目や新たに顕在化してきた課題等についても、適宜の取締役会への報告を義務付けていることなど、リスク管理の実効性確保に取り組んでおります。

③ 取締役等の職務執行について

当社及び子会社各社の経営状況については毎月当社取締役会に報告がなされ、報告された課題や問題点について取締役会は担当取締役等を始め、関係部署や子会社各社に改善指示を行っております。また、適時開催の当社経営会議においては、経営判断上の情報共有と意思疎通を促進し効率的に職務が執行できるように取り組んでおります。

④ 監査等委員の職務執行について

監査等委員は、当社取締役会に加え当社経営会議及び子会社取締役会その他の重要な会議に出席しており、職務執行に関する重要な文書を閲覧しております。また、当社代表取締役社長を含む当社取締役等及び子会社取締役とは定期的な会合を実施し、かつ必要に応じ、使用人には随時説明を求めています。さらに、定期・臨時の監査等委員会を開催する他、会計監査人・当社内部監査室と適宜に情報交換を行う等、監査・監督の実効性を確保しております。

⑤ 内部監査体制及び財務報告に係る内部統制評価の実施について

当社内部監査室は、内部監査実施計画に基づき各店舗・本社を含む各事務所に業務監査を実施し、監査結果は、まず代表取締役社長に報告され、被監査部門取締役等へフィードバックされております。また、必要に応じての改善指示及び改善状況のフォローアップを行うとともに、監査等委員会への報告を行うことにより、業務の適正の維持を図っております。さらに、財務報告に係る内部統制についても統制環境をモニタリングし、統制範囲を再評価するとともに業務プロセス管理の適正を図っております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では2015年11月25日開催の第21回定時株主総会において、剰余金の配当等の決定については、株主総会の決議とともに取締役会の決議によっても行うことができる旨（当社定款第35条）の決議をいただいておりますが、期末配当金につきましては、定時株主総会の決議により決定することを原則としております。

また、当社は株主の長期的かつ継続的な利益の拡大を重要な経営課題と認識し、将来の事業展開と財務体質の強化等のために必要な内部留保の確保を考慮しながら、業績等を勘案し特別配当を実施することを視野に入れ、減配せず持続的かつ安定した配当を実施していくことを基本方針としております。

なお、当社は2024年7月29日開催の取締役会において、2025年8月期より新たに中間配当を実施することを決議しております。

(4) 株式会社の支配に関する基本方針

特に定めておりません。

会社の現況に関するその他の重要な事項

該当事項はありません。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

- ・連結子会社の数……………4社
- ・連結子会社の名称……………株式会社ワッツ東日本販売
株式会社ワッツ西日本販売
有限会社リアル
株式会社ニッパン

(注) 当連結会計年度において、当社の連結子会社であったWatts Peru S.A.C.の出資持分の全部を譲渡したことに伴い、同社を連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用関連会社の数……………2社
- ・主な会社等の名称……………株式会社バリュー100、Thai Watts Co.,Ltd.

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

- ・市場価格のない……………連結決算日の市場価格等に基づく時価法
株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- ・市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

② 棚卸資産

- 商品及び製品……………移動平均法による原価法
(物流センター在庫) (連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)
- 商品及び製品……………主として売価還元法による原価法
(店舗在庫) (連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)
- 原材料及び貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法
(連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法、それ以外については主として定率法によっております。なお、主な耐用年数は、建物及び構築物2年～39年、車両運搬具6年、工具、器具及び備品2年～10年であります。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、主として社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、翌連結会計年度の支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく当連結会計年度末要支給額の100%相当額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

商品の販売

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益は、100円ショップ事業を中心とした小売業及び卸売業における商品の販売によるものであります。小売業における商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。卸売業においては、国内取引については出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。また、海外取引については船積時点等で収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、その効果の発現する期間を個別に見積もり、20年以内で均等償却することとしております。ただし、金額的重要性の乏しい場合には、発生年度の損益として処理することとしております。

会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	2,284,471千円
無形固定資産	232,568千円
減損損失	98,067千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、主として各店舗及び事務所を基本単位としてグルーピングしており、継続して営業損失を計上している店舗及び閉店が決定した店舗等について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。なお、当該資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、売却や他への転用が困難な資産についてはゼロ円として評価しております。

今後の事業環境の変化や店舗の収益状況の悪化等により、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

(資産除去債務)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

資産除去債務	692,847千円
--------	-----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、店舗等の不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務について、有形固定資産の除去に要する将来キャッシュ・フローを見積り、使用見込期間に対応した割引率で割引いた金額を資産除去債務として計上しております。有形固定資産の除去に要する将来キャッシュ・フローの見積りは、過去に発生した原状回復費用の実績額等に基づいて計算しております。

今後の事業環境の変化、経済状況や市況による工事単価の変動、契約先との交渉等に伴い、実際の支払額と原状回復費用の見積りの間に重要な差異が発生した場合は、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 7,824,241千円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて、減損損失98,067千円を計上しました。

地 域	主 な 用 途	種 類	金 額
北海道	店舗 1 店	建物及び構築物等	687千円
東北	店舗 - 店	建物及び構築物等	-千円
関東	店舗 13 店	建物及び構築物等	46,929千円
中部	店舗 8 店	建物及び構築物等	8,235千円
近畿	店舗 11 店	建物及び構築物等	29,635千円
中国	店舗 6 店	建物及び構築物等	12,531千円
九州	店舗 - 店	建物及び構築物等	-千円
海外	店舗・事務所他	建物及び構築物等	47千円

(経緯)

上記店舗については、継続して営業損失を計上しており、当連結会計年度も営業損失を計上したため、減損損失を認識いたしました。

(グルーピングの方法)

管理会計上の区分に基づいて、主として各店舗及び事務所を基本単位としてグルーピングしております。

(回収可能価額の算定方法)

上記店舗について減損損失を認識した資産の回収可能価額については、いずれも正味売却価額により測定しており、鑑定評価額等によっておりますが、売却や他への転用が困難な資産はゼロ円として評価しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当 連 結 会 計 年 度 期 首 の 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 増 加 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 減 少 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	13,458,800株	－株	－株	13,458,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当 連 結 会 計 年 度 期 首 の 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 増 加 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 減 少 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	225,953株	－株	41,507株	184,446株

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の減少41,507株は、2025年11月26日開催の取締役会において決議されました譲渡制限付株式報酬としての41,507株の自己株式を処分したものであります。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年11月26日 定 時 株 主 総 会	普 通 株 式	165,411千円	12円50銭	2025年8月31日	2025年11月27日
2026年4月10日 取 締 役 会	普 通 株 式	99,558千円	7円50銭	2026年2月28日	2026年5月15日

(注) 1. 2025年11月26日に開催の定時株主総会決議による1株当たりの配当額12円50銭は、普通配当7円50銭および特別配当5円になります。

2. 2026年4月10日に開催の取締役会決議による1株当たりの配当額7円50銭は、普通配当7円50銭になります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2026年11月25日開催予定の第32回定時株主総会の議案として、普通株式に関する事項を次のとおり提案しております。

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2026年11月25日 定 時 株 主 総 会	普 通 株 式	利益剰余金	245,575千円	18円50銭	2026年 8月31日	2026年 11月26日

(注) 1株当たりの配当額18円50銭は、普通配当7円50銭および特別配当11円になります。

4. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 123,800株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資産運用については主に流動性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については主に銀行借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式及び債券等であり、それぞれ市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。債券に関しましては、信頼性の高い発行体に限定しており、リスクは限定的と考えております。

差入保証金は、主に来店時に預託したものであり、預託先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金の使途は、運転資金及び設備投資資金であり、返済日は最長で決算日後、概ね1年であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、売掛金について、与信管理規程に基づき取引先の信用状況を把握し、期日管理及び残高管理を行っております。

差入保証金は、預託先の信用状況を把握し、残高管理を行っております。

② 市場リスク（株式市場価格及び金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、投資有価証券について、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各社が月次で資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券 (※ 2)	579	579	—
(2) 差入保証金	2,554,525	2,091,661	△462,863
資産計	2,555,104	2,092,241	△462,863
長期借入金(※ 3)	1,143,443	1,135,205	△8,237
負債計	1,143,443	1,135,205	△8,237

(※ 1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「電子記録債務」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(※ 2) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。

当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式	326,202

(※ 3) 1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めて表示しております。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

区分	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,475,183	—	—	—
売掛金	3,243,585	—	—	—
合計	7,718,769	—	—	—

差入保証金については、償還期日を明確に把握できないため、上記の償還予定額には含めておりません。

(注) 2. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

区分	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	1,143,443	—	—	—	—	—
合計	1,143,443	—	—	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	579	—	—	579
其他	—	—	—	—
資産計	579	—	—	579

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
差入保証金	—	2,091,661	—	2,091,661
資産計	—	2,091,661	—	2,091,661
長期借入金	—	1,135,205	—	1,135,205
負債計	—	1,135,205	—	1,135,205

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。

上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

その他は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル 2 の時価に分類しております。

差入保証金

時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを償還予定期間に対応する国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金のうち変動金利によるものについては、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル 2 の時価に分類しております。

また、固定金利によるものについては、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、単一セグメントであるため、地方別・事業部門の売上高により記載しております。

事業部門	地方別	金額 (千円)
	北海道地方	2,577,695
	東北地方	2,563,346
	関東地方	15,269,621
	中部地方	8,937,643
	近畿地方	15,727,242
	中四国地方	7,617,648
	九州地方	5,642,899
100円ショップ直営計		58,336,099
卸他		6,074,650
顧客との契約から生じる収益		64,410,750
その他の収益		93,564
外部顧客への売上高		64,504,314

(注) 地方別の区分は、次のとおりであります。

北海道地方	北海道
東北地方	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東地方	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
中部地方	新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿地方	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中四国地方	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州地方	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当社グループの契約資産の残高はなく、また契約負債については、残高に重要性が乏しく、重要な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,047円63銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 85円98銭 |

重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2026年10月9日開催の取締役会において、会社法第459条第1項第1号の規定による定款の定めに基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上及び株主還元の充実を目的として自己株式を取得するものです。

2. 取得に係る事項の内容

- (1) 取得対象株式の種類 当社普通株式
- (2) 取得し得る株式の総数 515,800株 (上限)
(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 3.9%)
- (3) 株式の取得価額の総額 400,000千円 (上限)
- (4) 取得期間 2026年10月13日～2027年2月18日
- (5) 取得の方法 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3)
による買付及び東京証券取引所における市場買付

その他の注記

該当事項はありません。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
その他有価証券
市場価格のない……………事業年度末日の市場価格等に基づく時価法
株式等以外のもの……………(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法
2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
商品（物流センター在庫）……………移動平均法による原価法
……………(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)
原材料及び貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法
……………(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)
3. 固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産（リース資産を除く）
建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法、それ以外については主として定率法によっております。なお、主な耐用年数は、建物及び構築物8年～39年、工具、器具及び備品4年～10年であります。
(2) 無形固定資産（リース資産を除く）
ソフトウェア（自社利用）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
4. 引当金の計上基準
(1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
(2) 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に備えるため、翌事業年度の支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。
(3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
5. 収益及び費用の計上基準
当社の顧客との契約から生じる収益は、主に卸売業における商品の販売によるものであります。国内取引については出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。また、海外取引については船積時点等で収益を認識しております。

会計上の見積りに関する注記

(関係会社株式の評価)

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
関係会社株式……………383,457千円
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
関係会社株式は、市場価格のない株式であり、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく下落した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、相当の減損処理を実施しております。
今後の投資先の財政状態の変化等により、翌事業年度の計算書類に影響を与える可能性があります。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記

5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	12,778,352千円
短期金銭債務	4,620千円

2. 取締役に対する長期金銭債務

長期未払金は、2016年11月25日開催の第22回定時株主総会において、承認可決された役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打ち切り支給にかかる債務であります。

3. 有形固定資産の減価償却累計額 303,070千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	37,738,068千円
仕入高	20,873千円
販売費及び一般管理費	24,879千円
営業取引以外の取引高	178,365千円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	225,953株	－株	41,507株	184,446株

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の減少41,507株は、2025年11月26日開催の取締役会において決議された譲渡制限付株式報酬としての41,507株の自己株式を処分したものであります。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産		
未払事業税	1,497千円	
貸倒引当金	170千円	
賞与引当金	9,496千円	
株式報酬費用	32,629千円	
退職給付引当金	49,893千円	
長期未払金	17,738千円	
一括償却資産	7,635千円	
資産除去債務	7,823千円	
関係会社株式評価損	161,437千円	
繰越欠損金	9,961千円	
その他	21,668千円	
繰延税金資産小計	319,953千円	
評価性引当額	△169,261千円	
繰延税金資産合計	150,692千円	
繰延税金負債		
除去債務資産	△1,583千円	
その他	△1,750千円	
繰延税金負債合計	△3,334千円	
繰延税金資産純額	147,358千円	

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種 類	会 社 等 称	資本金 又は 出資金 (千円)	事業内容	議 決 権 等 の 所 有 割 合	関係内容		取 引 の 内 容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
					役員 の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	㈱ワッツ 東日本販売	10,000	100円ショップの運営	100%	兼任2名	当社商品 販 売	商品販売(※1)	16,467,561	売 掛 金	3,017,776
							貸付金貸付(※2)	3,347,812	短期貸付金	2,873,984
							利息の受取(※2)	34,315		
子会社	㈱ワッツ 西日本販売	10,000	100円ショップの運営	100%	兼任2名	当社商品 販 売	商品販売(※1)	21,174,628	売 掛 金	3,788,930
							貸付金貸付(※2)	3,520,590	短期貸付金	2,772,074
							利息の受取(※2)	40,005		

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

※1 商品販売につきましては、一般的取引条件と同様に決定しております。

※2 資金の貸付につきましては、市場金利を勘案して設定しております。また、担保の受入はありません。

2. 子会社に対する資金の貸付・回収は反復的に取引が行われていることから、取引金額は主に月末平均残高を記載しております。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 738円00銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 33円86銭 |

重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

連結注記表(重要な後発事象に関する注記)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

その他の注記

該当事項はありません。